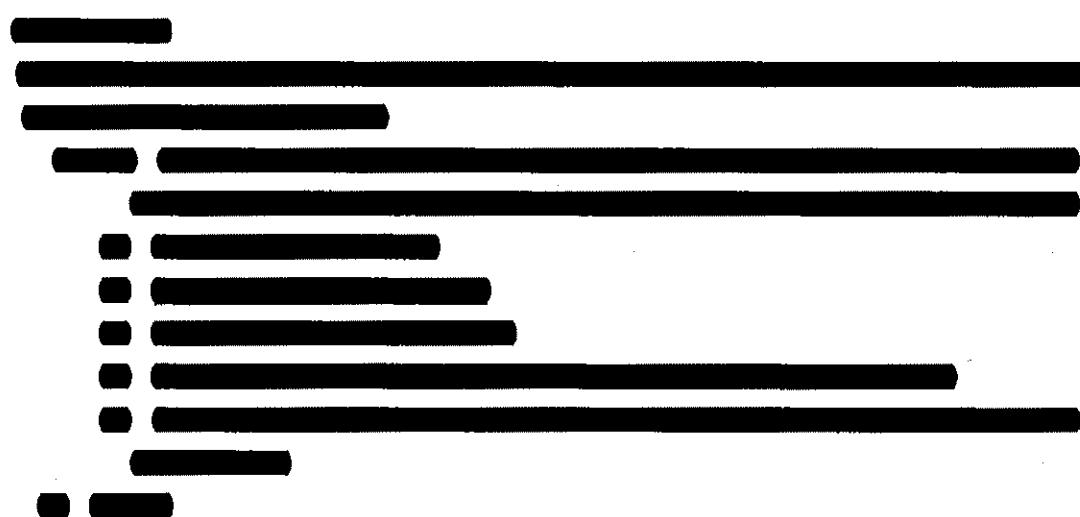


入管庁管第619号
令和元年5月29日

地方出入国在留管理局長 殿
地方出入国在留管理局支局長 殿（空港支局を除く）

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長 根岸 功
(公印省略)

性別の変更に係る在留カード記載事項変更届出の取扱いについて（通知）



当庁は、旅券と異なる記載を認めることとすると実務上の影響も大きいことから、原則として在留カードの性別の記載は旅券の性別の記載と一致させる取扱いとしています。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

つきましては、今後、性別の変更に係る在留カードの記載事項変更届出に関しては、下記のとおり取り扱うこととされたく、通知します。

おって、管下出張所長には貴職から通知願います。

記

1 在留カードの性別の記載を変更した場合の取扱い

(1) 市区町村への連絡

外国人から在留カードの記載事項変更に係る届出があり、同届出に基づき在留カードの性別の記載を変更して交付した場合には、速やかに当該外国人の住居地の市区町村に対して、変更後の性別が記載された在留カードを交付した旨及び市区町村において当該性別変更の取扱いに疑義がある場合には、別添通知に基づき出入国在留管理庁に照会することができる旨を電話等により連絡する。

(2) 性別の取扱いの変更が我が国における実体法上の効果を有しないことが判明した場合の取扱い

上記1の連絡を受けた市区町村が出入国在留管理庁に対して照会した結果、当該外国人に係る性別の取扱いの変更が我が国における実体法上の効果を有さないことが判明した場合には、当該市区町村において住民票の性別の記載の変更を行わないこととなるところ、出入国在留管理庁からその旨を在留カードを発行した地方出入国在留管理官署宛に連絡するので、当該外国人に出頭を求め、性別の変更が我が国においては効力を有さない旨を説明するとともに、本人の了解を得た上でその者の在留カードの裏面余白部分に「性別は旅券に基づき記載」と記載し、本人に返還する。

2 在留カードの性別の記載を変更した際に、当該変更が我が国における実体法上の効果を有しないことが判明した場合の取扱い

性別の変更に係る在留カード記載事項変更届出があり、旅券等に基づき在留カードの性別の記載を変更する場合において、当該外国人に係る性別の変更が我が国における実体法上の効果を有していないことが判明した場合には、本庁（在留管理業務室在留管理企画係）の指示を仰ぎながら当該外国人の性別の記載を変更した在留カードを発行後、裏面に「性別は旅券に基づき記載」と記載

して交付するなどの対応をした上で、上記①と併せて市区町村に文書により連絡する。

3 性別の変更に関し疑義が生じた場合の取扱い

外国人の性別の変更に関し、在留資格該当性又は在留カードの記載について疑義が生じた場合には、その取扱いについて本庁（在留管理業務室在留管理企画係）に照会する。

添付物

令和元年5月29日付け入管庁管第620号「性別の変更に係る出入国在留管理庁通知等の取扱いについて（通知）」

本信写し送付先

地方出入国在留管理局支局長（空港支局に限る）